

昭和三十年六月二十三日(木曜日)午前
十一時五分開会

委員長	笹森	順造君
理事		

吉田 萬次君
竹下 豐次君
荒木正三郎君

文部大臣 松村 謙三君
政府委員

農林政務次官	吉川	久衛君	文部政務次官	寺本	廣作君
文部省管理局長	小林	行雄君	文部大臣官	田中	彰君
文部省初等中 等教育局長	緒方	信一君	房總務課長		
事務局側					

常任委員	竹内
會專門員	敏夫君
常任委員	
會專門員	工樂 英司君

外務省 經濟局長	西山 昭君
文部省 管理學校給食課長	岩倉 武嗣君

○教育 文化及び學術に関する調査の件

○委員長(笹森順造君) ただいまより
文教委員会を開会いたします。

日本学校給食会法案を議題といたします。質疑のある方は御発言を願います。

○吉田高次君 余剰農産物の契約がで
きまして、そしていよいよこれが余剰
農産物が輸入せられることになります
が、余剰農産物の脱脂ミルクと、それ
から一般に輸入せられる脱脂ミルクの

間に、そこに何か変わったことはあるのですかどうかですか。もちろんこの余剰農産物なんというものは、余つておるから出したというので、長らく倉庫に保管せられて下積みになっているところのものがこういう機会に輸出せられるというようなことになりますと、かつて輸入ミルクによつて中毒が起きた事件もありましたが、かような点は差しかかえないものでしょうか、どうでしようか。お伺いいたします。

○政府委員(小林行雄君) この脱脂粉乳の輸入につきましては、従来からアメリカの方から輸入を相当大量にいたしておりまして、余剰農産物協定の締結に当りまして、従来輸入した程度のものは余剰が入っても輸入を継続するというのが基本的な考えになっておりますので、従来程度のものは、現物

贈与がありましても受け入れなければならぬということになっているわけがあります。ただいまお話のございましたこの輸入される脱脂粉乳と贈与分の脱脂粉乳について品質の差と申しますか、そういうものがありやせんかという御懸念かと思いますが、現物贈与を受けるに当りましては、できるだけまあ良質のものを受け入れたいということと話をしておりますので、従つてアメリカの農産物市場で滞貨になつておつて、相当長い期間何と申しますか、眠つておつたというふうなものが贈与としてこちらに入ってくるというようなことはおそらくないのではないかと。こういうふうにご考へております。

先般、学校給食の脱脂粉乳によって、本年の三月でございいますか、中毒事件を起しました、これは非常に私どもとしては申しわけないことだと思っておりますが、これは御承知かと思ひますが、当時輸入の脱脂粉乳がちよつと時間的にずれまして、足りなくなつたものでございいますので、初めて国内産の脱脂粉乳を学校給食の線に乗せたのでございいます、その国内産の脱脂粉乳で、ああいった事件が実は起きたので

ございます。まあこのために国内産が
いいとか悪いとかいろいろ非難を受け
て、批判の対象に実はなつたのでござ
います。しかし国内産必ずしも悪い
とは思つておりませんけれども、この
前の中毒事件の原因は、輸入のもので
は実はなかつたのでございます。

○荒木正三郎君　今の問題に関連し

余剰農産物の受け入れの交渉の途中において、脱脂粉乳は動物の飼料用として受け入れたという話し合いがありました。ところが、結論としては動物用の飼料用の脱脂粉乳というのは全然なくなつて、そして学校給食用の脱脂粉乳一本になつております。そういう間違から見て、私は飼料用として日本が交渉しておつた脱脂粉乳がそのまま給食用に使われるのじやないかというふうに考えますが、このいきさつはどういうふうになつておりますか。

○説明員(岩倉武嗣君) 御説明申し上げます。輸入いたしております脱脂粉乳は、もちろん脱脂粉乳といひます。

か、脱脂粉乳は 一般に申しまして、ろしいのでありますが、肥料用となるものもありますし、また飼料用となるものもございます。それから食料になるものがございます。食料の中にも非常に品質のよいものと比較的よくないものもございますが、現在入れておりますのは食料になるもので、比較的いいものを入れております。従いまして価格におきましても相当の開きがございましたいたしますので、飼料用を配

減したから食料に回されるというようなことは絶対にないと考えておきます。

○荒木正三郎君　そこでその質の問題について何らかの保証があるのかという問題ですね、一がいに脱脂粉乳といつてもいろいろあるうかと思ひます。贈与を受ける脱脂粉乳は質においていい

ものだ、こういう保証がとられているのかどうか、向うまかせになっているのか、その点を聞きたい。この問題はドイツでもあったということは皆さん御承知の通りだと思ふのです。ドイツでは一応これを返還したという事実もありますし、だからやはりそういう保証を得ておるかという点が私は大事な問題だと思ひます。そういう点、御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(岩倉武嗣君) 現在まだ交渉の段階でございますが、今までにすでに交渉いたしましたおります内容としては、先ほど申しました食料としてよい品物をということになっております。日本の厚生省の規格との関係もございまして、この点は十分に注意しております。御心配のないようにしたいと考えております。

○荒木正三郎君　今の課長の説明は今まで輸入をしておった脱脂粉乳については相当質を吟味して買つておる。これは金を出して買うのですから私は当然だと思ひます。日本の意見、希望というものは十分実現されると思う。今私が言つておるのは向うから贈与される、向うのものを金をもつて買うわけじゃない。ですからあらかじめどういう質の脱脂粉乳を買うのか、このこととははっきりしておかないと、うやむやにしておいてはどういうものが来るかわからない、こういう心配は私に起つてくると思うのです。そういう点を尋ねておるわけなんです。だから会度の贈与を受ける脱脂粉乳についてそ

ういう保証がきつちりなされておるのかどうか、交渉中ということでは工合が悪いと思う。

○説明員(岩倉武嗣君) 今回の余剰農産物受け入れの協議、協定の第三条にございまして、贈与が、贈与の關係につきましても、条件についての日米両国間の取りきめがきまることによりまして具体的に確定いたすことになるのであります。その取りきめの内容として今申しましたような事柄を交渉いたしておるわけでありまして。

○矢嶋三義君 余剰農産物は外務省が来てやるということだったので、大まかに第一番にこういうことを聞かして五千万ドルと工合が悪いのですよ。一億五千万ドルというのを聞いておるの、贈与分だということに聞いておるの、細目取りきめをこれからやりまうといいますが、今のところ外務省を通じて文部省にわかつておる内容ですね、内容はどうか、それから、それからいつ来るのか、それからその処分はどうするつもりであるのか、それからこれは何年間来る計画の下に文部省はこれを受け入れておるのか、少くともこれだけの要素をはつきりしなければ次の質問は初められないわけなんです、それがわかってないならわかってない、わかってるならわかってる、大臣来たようですから簡単に答え下さい。

○政府委員(小林行雄君) お答え申し上げます。余剰農産物協定によりまして入って来ます農産物の総額は一億ドルでございますが、そのうち八千五百万ドルが輸入分でございます、千五百万ドル分が、これが贈与分というこ

とになっております。この贈与分の千五百万ドルの内訳がこの基本協定の第三条にあるのであります、大体千五百万ドルのうち二百五十万ドルが小麦及び脱脂粉乳、それから三百五十万ドルが綿花、こういうことになっておるわけでございます。

それではいつ入って来るかということでございますが、大体その協定が効いたしまして、それから輸入許可が下りてアメリカの方から積み出されて来るということになるわけでございます、この協定の内容といたしまして大体綿花については十月の……ちよつと取り調べますが、多分綿花は十月末、それから小麦及び脱脂粉乳が九月末までに向うをおそらく離れなければならぬ、それ以前に積み出さなければならぬということになっておるの、ございまして。これを受け入れて国内でどうするか、これらの小麦及び脱脂粉乳、それから綿花をどういうふうに処置していくのかということについては、これは今アメリカ合衆国との間に話し合ひをしてるのでございまして、まだ最後の決定というところには至っておりません。

今後何年間この余剰農産物の受け入れが続くのかということは、これは政府の最高の方策として定められますので、これは事務的に私どもからお答え申す段階ではないと存じます。

○吉田高次君 大臣がおいでになりましたから簡単に御質問を申し上げますが、先日私が質問いたしました酪農奨励のために農林省が六千五百万円補助しておる。そこで今日の脱脂乳を学校で使用するのは二万トンだと思ひます。で、酪農の奨励のために受けるこ

るものは二万トンで、その一割であります。その一割であります、七十五万のその奨励の補助金によって六十万にしております。アメリカから輸入せられるのは十八万であります。このブル計算によって二十万になります。そうすると一ポンドについて二円ずつ高くなるということでありまして、一ポンドぐらゐのわずかなものについて二円の金というものは、全国の児童に割当ててその負担の影響が相当大きいと思ひます。私は酪農組合の補助金六千五百万円云々というわけにはありません。児童の負担ということから考えましたならば、これは全国的にわたって相当大きなものと承ひたします。これについて、農林大臣と文部大臣との間に何か折衝をして、そうしてこの点を考慮していただきたい。で、場合によっては奨励金を奨励金の問題は別として十八万円で買えるものを二十万で買ったというふうなことは、これは外貨というものを考慮した場合においては、あるいはまた別の考案があるかもしれないけれども、しかしながら給食に対する脱脂乳というものから考えましたならば、この二円の額というものは相当響くと思ひますが、どういふお考えになりますか。

○國務大臣(松村謙三君) お答え申し上げます。その問題は非常に重大なことであると考えておるわけでありまして、一面現在の情勢から見ますと、全くお話の通りで、そんな内地のものを、高いものをなにするよりも、むしろ安く上つて、そうして父兄の負担を軽くするといふ方がよろしいのでございまして、けれども、長い意味から申しまして、日本に酪農がずっと発達いたして参つたそのときの国民衛生の点から見ますと、内地の酪農は無関心でもこれはやれないであらうと考えるのでございまして。そこで私どもの農林当局との話し合ひによりまして、そして酪農とこれとを結びつけることによって、将来の給食なんかに非常な影響がございまして、酪農と結びつけた形でやつていくことはやはり考えていいんじゃないか。しかしながらその負担をことごとくこの文部省の給食の側へ負担せしめるといふことは、これは絶対にいかんわけございまして、この有畜農業の奨励の一端として農林省も考えまして、そしてそこに完璧を期したい。

それからもう一つの、この間もお話でございまして、一部の酪農地帯の人だけが牛乳を飲んで、一方では脱脂ミルクを飲むというふうな不正があつてはならないということも、これは考慮しなくちゃなりません。で、この有畜農業を適当に奨励いたしますと、案外早く日本人は、大体農家はみな畜乳を持つというふうなこともあり得るわけで、これにはむしろ飼料の問題の解決を必要とするというふうなきわめて複雑な関係がありますから、これらのものをにらみ合せて、そして父兄の負担にならない範囲で、多少のことは、今仰せらるるような点はあるんですが、内地の粉乳を使わないで、外のものばかりということになりますと、内地の有畜農業には相当な影響がございまして、それらの点も考慮し、そして一つの新しい給食の方法を案出しようと思つて、ただいま腐心をいたし、農林省ともこれらの点について折衝をいたしてやつていく考えであります。

○吉田高次君 大臣は認識不足じゃないかと思ひますが、生乳と脱脂乳との間においては、この栄養分、いわゆるカロリーの点から考えまして非常な差があるのではありません。私は生乳があるところなるべく生乳によつてやつていただきたいということを考えるのでありまして、先日川口委員からお話のあった通り、私はこの問題はできる限り生乳において処理していただく方が、生乳において考えていただくことが適当じゃないかと思ひますが、ただ生乳であります、日曜はどうするか、あるいは暑中休暇をどうするかという点に対して牛乳屋が非常に困る、生産者が非常に困るということが大きな問題でありまして、かような問題に対して生乳というのに対する遠慮があるかと思ひますので、私は、本来から申しましたら、栄養価から言つて非常に差がある生乳を私は与えていただきたいて、こう思つております。この点どうぞ御了承を願ひます。

○委員長(笹森順造君) ただいま日本学校給食会法案について質疑を行なつておるわけでありまして、文部大臣に対して安部委員より緊急な質疑の申し出がありましたので、法案の質疑は暫時中止いたしました、大臣に対する質疑に入りたく存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹下豊次君 緊急の問題は委員長何ですか。

○委員長(笹森順造君) ただいま緊急な質疑として出ておられますのは、大臣に対して朝鮮人学校の教育問題についてということでありまして、

○竹下豊次君 ちよつと懸念を……。

○委員長(笹森順造君) それではちよつと懇談に入りますから。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記を始め

○安部キミ子君 それでは大臣にお尋ねいたします。

昨日日本会議で緊急質問しました中で、文部大臣から答弁があるべきだったのでございますが、都合でそれができなかったもので、引き続き質問したいと思ひます。実は私どもが北朝鮮の訪問をしました際に、教育相、今日日本でいへば文部大臣に当たるところの白雲南という方ともいろいろ懇談したわけでありまして、その際に白雲南教育相のおっしゃいますことには、朝鮮の教育児童がたゞさんおる、現在六十万人に余る在日朝鮮人がある、就学しなくちやならない児童が十二万余りあるというのを聞いておるが、その教育状況はどういう実情であるか、このような質問を受けたのであります。

私も現在朝鮮には日本人もたくさんおられるし、また日本の子供も教育を受けております。で、そのことについてこちらの報告をする前に、日本人の教育はどのような扱いを受けておりますか、日本人の生活は朝鮮でどういふふうになっておりますかということもあわせて私どもは先に聞いたわけなんです。これは日本人として当然気にかかるところでありまして質問したところ、向うでは日本人の扱いは外国人並みにしておいて、一般の朝鮮人の人たよりも配給物はすべていい。衣料の配給にしても米の配給にしても外国人並みの扱いを受けておる、いろ

いろな点で心配もあらうが、決して粗末な扱いはしていないというお答えを聞いたわけなんです。そこで私の方も、私が知っている範囲において朝鮮人学校の児童の教育の報告をしたわけなんですけれども、御承知のように昨年朝鮮人学校の問題で当文部委員会でも、いろいろの事件が起りました。議題にも上った実情でありまして、必ずしも朝鮮人側の方からいへば満足だという立場ではなかったと思うのであります。しかし、これは私がどのように申しまして、私解のしようもないのでございまして、私の知つてゐる限りにおいて報告をしておいたわけなんです。ございまして、しかし国際的な信條からいいたしまして、今日の在日朝鮮人が受けておる教育の扱いというものは、今後このれでいかどうか、この点で文部大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) 昨日の日本会議でお聞きでありまして、これは連絡

ございました。今のお話でございますが、これは現在大よそ十万人を超えておるといふことは今お話の通りでございます。今では外国人であるわけでございまして、従つて義務教育としてこれを課するわけにはこれは参りませんけれども、しかし従来は何もありましたので、日本の子供と同じことに小学校、中学校へ自由に入學を許しておるわけでございます。そのほか一部のものは朝鮮人の経営しております私立の各種の学校であるとか、もしくは私塾で修学いたしておるものもございまして、それからそこで去年以来のことであります。従来終戦後一時東京都あたりで朝鮮人ばかりを取容する学校を営んでお

りましたのでありますけれども、それはこの日本といたしまして、東京都といたしまして専門の学校を設けることはこれはどうかということとそれを廃止して、そうして日本人と一緒に共学させる、こういうことになってゐるわけでございます。ただ問題として残りますところは、その朝鮮特有の教育を日本の学校でやつてくれ、たとえば朝鮮語でありますとか、朝鮮の民族教育をやれとかということでありまして、これは今日の状態といたしまして日本の学校でやることはできない、こういう現実の状態でございます。

○安部キミ子君 ただいまの御説明を聞きますと、大臣はこの民族教育は各種学校のいき方ではないけれども、い

う御意向かと思ひますが、しかしやい朝鮮側とすれば、自分たちの民族の教育を受けさせたいし、受けたいし、そういうことが各国の実情をみましてもなされておる。そういう事例もあることではありますので、今日日本が許可しておりますところの教育法第一条によるところの教育内容で、八十三条が各種学校になつておるのであります。八十三条の適用で民族教育をするようにして、第一条の適用で民族教育をするようにして、もう一つの希望が強いのであります。これはどうしてもできないとおっしゃるのであります。

○國務大臣(松村謙三君) ただいまの

ところでは、他の第三国のその民族教育を日本の義務教育のうちでやることは、よほど考慮を要すべきであると思ひまして、そこまでは手が廻りかねるのでございまして。

○安部キミ子君 各種学校でございま

すと、上級学校に進学することが實際にはできないのです。それは第一条の法令による義務教育を受けておるから、高等学校や大学に進むということができないのであります。で、朝鮮人側とすれば、どうしてもこの各種学校の中にも民族教育を受けたいと言つて、たゞさんこの義務教育の小学校教育から受けてゐるわけですね。だから小学校教育、中学校教育までやつて、そうして高等学校へいって、その上に大学へいきたいという希望の人も相当おるので、この各種学校の適用でなくて、義務教育の適用にしてみたらなれば困るというのであります。私はこれは当りまえのことじゃないかと思ふのであります。どういふ理由で、今大臣がおっしゃいましたように、いろいろな事情で、それができないという、その事情というのはいくつかある、その心が心配できないのか、御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) それは第三

国人に義務を課することは、これはできないと思ひます。義務教育を課することはこれはできません。そこで上級の学校へ、義務教育を授けていないから入れないといふのは、それは門戸を開いてあるはずだと思ひます。学力さへあれば、試験をしていけば、これは上級の学校へも入れると思ふのですが、そのことは一つ局長から答えさせます。

○矢嶋三義君 関連して。この問題

は、前に当文部委員会でもいふぶん問題になつた問題ですが、私この際資料を要求しておきたいと思ひます。それは世界各国において第三国人の教育を、その国の国立あるいは公立の学校

でいかように扱つてゐるかという、それだけでよろしいですから、世界各國にわたつて調査して、早急に資料として本委員会に出していただきたいということを要求いたしておきます。

○政府委員(緒方信一君) 大臣が先

ほどお答えになりました通りであります。から、一般の公立の小中学校に入りたい希望がある者につきましては、これは外国人でありますけれども、特別に朝鮮人に対しましては日本人と同じように取り扱つていこうという基本的な態度であります。先ほどお話のありました十万人を超える学齡の児童生徒があると思ひますけれども、大部分はさうな形で勉強いたしておるわけでありまして。特別に集団的に教育を受けてゐるといふのは、東京都に最近までありました公立学校と、あとは公立学校としては分校という形で府県に残つております。それからあとは各種学校あるいは私塾という形でやつてゐる。こういう現況であります。そこで今お話のございましたように、日本の高等学校あるいは大学に進学したいという希望のある人は、これは決して途は閉ざされてゐるわけじゃありません。で、一般の公立の小中学校、中学校で勉強して、日本人と同じように試験を受けてやつていくというところは、これはできるやうになつてゐる。それからなお各種学校を卒業いたしました場合におきましても、これは学校教育法の定めるところによりまして、高等学校で認定いたしますれば、入学できることになつております。

○安部キミ子君 ちよつと最後に。各種学校の扱いというのは、公立学校とは根本的に違ふといつても私は過言で

はないと思う。今日各種学校といえ
ば、洋裁の学校とか、そろばん学校と
か看護婦学校とかいうように、一応一
つの特定の職業学校に類するようなも
のでありまして、東京の朝鮮人学校
も、今までは公立学校の行き方であ
ったのが、今度は改めてあれが各種
学校になったのですね。だからあれを
各種学校にしないで、今までのままに
していてもいいというのがあるが、み
んなの願ひであるし、また民族教育も認
めないと立場に立てば、これは話
はつきりしているのですけれども、
やはり民族教育も認めるという、認め
てやろうという立場で日本政府が対処
するならば、当然各種学校というところ
を公立学校にしてくれという希望が
あれば、してやっても差し支えない
じゃないか、その方がまた進歩するに
も、それは日本人の学校があるのであ
るから、初めから日本人の学校に入れ
ばいいじゃないかと、こう今おっしゃ
いますけれども、それじゃやっぱり向
うの人では納得がいけないわけなん
です。やはりどつちの道を通つても、最
終目的の大学に入るようにしてもらい
たいと、こういうのが向うの希望なん
でありますので、この問題については
再検討していただきたいということを
要請しておきまして、私の質問を終り
たいと思います。

○委員長(笹森順造君) ちよつとお諮
りいたしますが、ちよつとの間大臣が
席をはずして、すぐ帰ると申しており
ますが、お許し願えますか。

○矢嶋三義君 委員長、一分……文部
大臣にお尋ねいたしますが、先ほど余
剩農産物の問題が出て、専門的なところ
は外務省に同うとして、余剩農産物が

入つてきた場合の処置はこれからアメ
リカと話し合ひをするし、何年間程度
この余剩農産物が無償で来るものであ
るかは、それらも政府の大きな政策で
あるから、事務当局は答弁できないと
いうことですが、いやしくも内閣の國
務大臣としては一応の私は見通しを
持つておられると思うのです。それ
でなければ、国会にそういう協定の承認
なんです。従つて私は國務大臣に伺いま
すが、一体なんですか、吉田内閣時代
は外務省、文部省、通産省合議の結
果、余剩農産物の中に無償の贈与分が
来たならば、これは國策の犠牲となつ
た窮迫せる炭鉱地帯の生徒児童救済の
ために、衣料及び食糧を優先的に供与
するということを決定しておつたわけ
ですが、この方針は國務大臣として
また文部大臣としては貫く考えかどう
か。それから國務大臣でありまた文部
大臣であるあなたは、余剩農産物の児
童生徒に対する無償供与を何年間受け
ようとする方針に決まっていますのか、
やはり受けられそうだと、かように自
信を持つておられるのか、その点につ
いて、簡単によろしくうございませう
から、お答え願ひたいと思います。

○國務大臣(松村謙三君) それにつき
まして端的に申し上げます、私はた
まのところは今年だけのこととしてす
べてを考へております。なぜなら、
このことはずっと継続した問題であ
りまして、実地の様子も知りませんの
で、日本の計画を、他國のそういうた
だ安くもらつていうようなことを基礎
として計画を立てることはいかか
と思ひますので、今年限りのものとして
考へております。アメリカにしまして

も、これから何年かというふうな
ことを言うわけはありませんでし
ょう、私どももそういうことを期待して
計画を立てるのは危険であり、また今
日の日本の独立した状態として、今そ
ういうことを、長きにわたることを考
へてはいるのかと思ひますので、
今年は今年限りのこととして、そうし
てさらに明年以降のことはまたこれか
らの折衝等もありましようし、こちら
の考えもありましようから、今度の
全く今年限りのこととして考へてや
つております。あとのことはまたお互
に考へまして、最善の方途を尽したい
と思ひます。

それから炭鉱地帯等の窮迫の事態に
つきましては、これはそのときの申し
合せ等を私は聞いておりませんでし
ょう、けれども、もちろんこの被服等
は、ぜひそういうことにしたいと思
ひます。それから給食の問題も
あの方面は特にひどいことは、きのう
あたりもいろいろ地方の実情も聞いて
おりますし、できるだけそういうふう
なことも取り計らいをいたしたいと、
もちろんこれは無償で給付するか、幾
分の何をとるか、これはもうなん
であります。衣料などはできるだけそ
ういうふうにしたいと考へておりま
す。

○荒木正三郎君 これは私はこまかい
点はきょうは質問いたしません、後日
質問する機会があると思ひますから、
ただ私は根本になる問題だと思つて質
問するのですが、文部大臣に質問した
と思つていたのですが、政務次官に
かわつて答弁してもらいます。

今度の余剩農産物の中に、た
だいまもお話がありました現物贈与がござい

ます。この現物贈与になる分について
は、小麦粉にしても脱脂粉乳にして
も、学校給食に使うということにな
っているようであります。それから綿花
についても学童用の服に充てる、こ
ういうことが受ける学童にどうい
う影響を与えるのかと思ひます。その問題
について、文部省としては検討され
たかどうかですね、あるいは非常に好ま
しくない影響も与えるのではないかと
いうことも考へられます。で、この現
物贈与を受けられるについて、そうい
う点を考慮されたかどうか、私は伺
たいのであります。今度アメリカが現
物贈与をするに至つたアメリカ側の基
礎は、政府も御承知の通り、農産物貿
易の促進及び援助に関する法律とい
うアメリカの法律に基いて贈与してい
るわけなんです。その第二章には飢饉救
援規定というのがございまして、アメ
リカ側としては日本の学童が飢饉に
苦しんでいて、そういう法律の建前に立
つて現物贈与をする、こういう考へ
で、私は思ふのです。そこで受け入れ
る日本側、日本政府としてはどうい
う考へなのか。それは相当多数の学童が
飢饉に苦しんでいて、だから援助して
らうとそれを切り抜けるのだ、こ
ういふ考へでこの現物贈与を受けられ
るのかどうか。アメリカ側がこ
ういふ法律に基いて贈与しているとい
うことは、もう疑うことのできない事実だ
と私は思ふ。受け入れる日本側は、こ
ういふところにあるか。ただ、
ただだからもらつて学童に分けたら都
合がいいと、こ
ういふ考へでこ
の贈与を受けられるのかどうか。少
くとも他人からただで物を受けると
ときには、特に学童にこれを与える

いう場合には、相当な検討が私はな
されてゐるものと思ひます。従つてこ
の政府の私はこ
ういふ問題に
對してどう
いう検討を
されたか、
特に学童に
どういふ影
響を与える
だらうかと
いう点につ
いてどうい
う検討をさ
れたか、こ
の際一つ説
明をいたさ
ない。

○政府委員(寺本廣作君) 余剩農産物
の贈与分を受け入れるに當つて、児童
についてどうい
う影響を与
えるかとい
うことは、
文部省とし
ては十分考
慮をいたし
たところで
ございませ
う。アメリカ
側から贈与
を受けるに
當つて、ア
メリカの根
拠法規につ
いて、飢饉
救済その他
の援助とい
う規定がご
ざいませう。
アメリカと
しては日本
だけでなく
で、多数の
國家を相手
にして、こ
うした措置
をとつてお
ると思われ
ますので、
贈与をする
に當つて、
飢饉救済
その他場合
もあらうか
と考へるの
でございま
す。わが國
といつても
前例として
大きな地震
があつたか
、外國の援
助を受けた
ことがござ
いました。ア
メリカの条
文はさうい
う場合も予
想した規定
であらうと
思ひます。が、
それだけに
限らず、児
童福祉のた
めに、國境
を超えて援
助の手を差
し伸べるこ
ういふ人道的
な立場に立
つてこ
ういふ条文
を作つてお
る、さうい
う考へ方も
アメリカの
規定の中
に入つてお
る、こ
ういふ考へ
でございま
す。私ども
もいたしま
しては、ア
メリカの贈
与が、さ
ういふ國境
を超えて児
童の福祉を
はかつてい
くという考
え方が今
度の贈与の
根本であ
ると思ひま
す。こ
う考へて、
これを受け
入れること
に賛成をい
たしている
わけでご
ざいま
す。ただ受
け入れませ
う場合に、
大きな

飢饉があるとか、災害があつたとかいふ場合でなくて、日本はいわば現在平時の状態にあるわけでありまして、アメリカから受け入れた物資をただで配るといふ場合には、特にそれが主食のこともありませんので、児童に非常な悪影響を与へないか、かように考えまして、児童に卑屈感を与へないためには、やはり有償で主食に關しては幾らか代金を徴収した方がよくはないかと考えまして、アメリカ側と現在折衝をいたしておるわけでございませう。

○荒木正三郎君 そういたしますと文部省の考えとしては、日本の児童の福祉を増進するためにアメリカの援助を受ける。これは何ら差しつかえのないことであるといふふうな建前に立つて、この現物贈与を受けられたのである、こゝういふに今の説明は取れませんが、その通りでありますか。

○政府委員(寺本廣作君) ただいま御審議をいたしておりますところの日本と合衆国との農産物に關する協定に書いてあります通り、学校児童の福祉計画を拡大するというのが先方の考えでもありますし、わが国でわれわれがこれを受け入れようとする根本的な考え方でございませう。

○荒木正三郎君 私は日本の児童が、決してしあわせであるとは考えておりません。しかしこの児童の福祉の増進をはかるために、アメリカからの現物援助を受けて、それによつて補ひをつけていこうといふことになると、かなり私は児童に影響があると思つたので、先ほど政府委員はそういう点も検討した、検討をしてどういふ結論が出たかといふことについては、お話をな

らなかつたと思ひますね。悪い影響はないといふ結論に達したのか、あるいは若干心配の面も起つてくるかもしれない、こゝういふ結論に達したのか、その点については説明がなかつたのです、それはどういふ……、もう一度御説明願ひたい。

○政府委員(寺本廣作君) アメリカから贈与を受けます場合の影響については、物心両面で考えてみる必要があろうと考えております。現在学校給食を行ないます場合に、給食費の關係から費用を全額持参できない子供もあることは事實でございませう。その場合に給食費の低減がこの贈与を受けることによつて行われるといふような場合には、やはり学校給食が円滑に運営され、子供の福祉がその面では拡大され、と考えるわけでございませう。ただその場合に精神的に非常な卑屈な感じを与へることになるのではないかと、その点は私どもは憂慮をいたしたわけでございませうが、幾らかでも代償を取る、有償で子供に渡す、父兄に渡すということになれば、さういふ影響は軽減し得る、かように考えまして、結論をいたしましては、私どもとしては受けた方がよいと考へたわけでございませう。

○荒木正三郎君 政府が受けた方がよいといふ考えをきめておられるといふことは、もうわかつてゐるわけなんです、国会にも提案されてゐるわけなんです、私の聞いてゐるのは、この外国の援助によつて福祉をはかつていくといふ、こゝういふことがどういふ影響を与えるか、これは非常に重大な問題であると思つたのです。戦争直後はかなりの援助を国民全体が受けておつたのです。それとは、もう相当私は事

情が違つてきてゐると思つたのです。児童の福祉を増進する、あるいは学校給食の改善をはかつていくといふことは、けつこくなことですが、これはあくまでもわれわれの力でやつていかなければならぬ問題だと思つた。それを外国の援助を受けてやつていくと、こゝういふことは私はかなり精神的な影響もあると思つたのです。それを若干有償にすることにによつて軽減できるのだといふお話であつた、この程度の考え方であれば、私はやはり受けることについては問題があるのじやないかといふふうに考へるのですがね。これはこれ以上政務次官にお尋ねしてもどうかと思ひますので、この問題は文部大臣から簡單でもよろしいから書面一つ、どういふ考へで、今の私が質問をしたどういふ影響を与えるか、特に日本も長い間占領下にあつたわけですから、従つてどういふ精神的な気持といふものは抵抗しきれないといふのが私今日の現状だと思つたのです。こゝういふ中において、こゝういふ獨立の気魄といふものが、民族精神といふものが、こゝういふものに私は悪い影響があるのじやないかといふことを心配して尋ねてゐるわけなんです。だからこゝういふ点を心配がないといふふうな結論を下されたのか、若干はあるけれどもやむを得ないと考へられたのかです。

大するために贈与したいといふ申し入れをして來てゐるわけでありませう。それを受け入れることについては全然全くな、こゝういふ片方で余剰農産物を受け入れるといふような原因のない場合の受け入れとは、これは事情がだいぶ違ふだらうと、かように考へます。しかしそれによつていふまでも、こゝういふことに主食用のこともありませんので、これを児童に無償で渡すといふことは、非常に考慮を要する点があると思つて、大事をとつて先ほどから有償論を申し上げて、その弊害防止に努めてゐる点をまあ御了解いただくように申し上げてゐる次第であります。

○荒木正三郎君 私は、もう一言誤解のないようにしたいと思ひます。これは地震とか天災災害ですね、こゝういふ困つてゐるときにお互いに援助しあふことは、もううろわしいことであつて、人道的に非常に望ましいことだ、それがそれとこれは別個に考へてゐる、こゝういふ点誤解のないようにしていただきます。

○竹下豐次君 関連して。荒木さんの今の御心配、私もごもごもな心配だと思つておられます。ただ、ただいまのところでは私はこの問題を考へておりますのは、余剰物資のもらひ受けと、こゝういふつきまつても、相当にお話が進んでおるといふような實際の状態になつておる、それも一つ頭の中におかなければならぬ、それからまたもちろずに済むことでありましたならば、もらわぬで向うの中し入れを拒絶すると、こゝういふ願ひないといふことが最も望ましいところでありませう。しかし日本の食糧事情その他一般に經濟關係等を考慮いたしまして

も、この際ほかの国からでも本當に人道的に好意を示してくれるという状態があるならば、それを強いて拒絶するにあつたのではないかと、この際先ほど政務次官のお話しによりましてアメリカがいろいろ人道的な立場の考慮に基いて、日本に無償贈与といふ氣持のやうに承るものであります。その裏にどういふ考へがひそんでおるか、それは私などには分りませうけれども、そこまで疑つてみる必要もないのじやないかと、もう一ぺん繰り返して申しますならば、向うが好意でもつてやるといふならばもらひ受けていいじやないか、ただしもらひ受ける心が必要だ、できるだけとり返めばいいのだ、金持から金を出すのは当然で、貧乏人はもらうのが当然だからです、もう、もらつたんだから恩返しする必要もないといふやうな考へ方でもらうといふやうに國民がなつては、それはもう國を亡ぼします。しかし好意を示してくれるならばその好意を受けるし、それに報いることはいふことになるか、またどういふ形であるかわからないけれども、これは報いる道は人間として尽さなければならぬ、といふだけの心構えを日本國民が持つておるならば、どこの國の示す好意であらうと、そのままに受け入れるといふことがすなおでいいのじやないかと私はこゝう思つたのです。ただこゝういふ心が、物をもらつた、また物を借りる、便宜を与へてもらつたといふときには、ほかの形でまたお返しをするといふ覺悟を持たない限り、もらつたり借りたりしてはならない、かように私は思ひます。私の考へただけでなく、こゝう考へなければならぬ問題ではないかと

思っております。ただ問題は一応心配になるのですが、この際ただで良かったのだ、それを学童に配給する、いかにも日本は貧乏だ、アメリカから助けられておる、日本はだめだ、アメリカの属国になつてしまふのじゃないか、植民地になつてしまふのじゃないかというふうなふうに思わせる状態であつて配給していく、ただでもへんなことだと私は思います。先ほど次官の御説明のうちに幾らか代金を取ると、安くはあるけれどもそれで相当に墮落した気分を償ふことができるのじゃないかというお話でありました、そのお考えは非常に私は姑息な考へでありまして、それは五十歩百歩だと思ひます。どうも次官の今の御説明によると、やはり弊害が多いのだ、あののだというのを御承認の上で、だからそれをさういふ形で幾らかでも補おう、しかしまだそこに心配の筋が残つてゐるのだという考へ方が、頭のそこをひそんでおるのではないかと察しながら私は承つておつたのであります。しかし私はこれは受けても、その受け渡すとき、そのとき、あるいはその後の子供の教育によりまして、何も日本の児童を卑屈なる精神状態に陥れないで済む教育ができる、積極的にならなければならぬ、立派な国民に仕上げるという材料に……教材にすることも私はできるのじゃないかと思ひます。と申しますのは、まあアメリカの好意をよく受け入れての前提になります。この世界の各国においては人道的にこういう問題を取扱つて困つておるところを助けていこうというふうな行動を實際としておるところもあるのだ、それ

は人間として当然考えなければならぬのだ、で、こういうことはいいことだから児童の諸君におきまして、これから日本は貧乏だけれども、しっかりと裕福な国に仕上げて、ほかの国の困つてゐる人があればそれを助けていく、今度こちらから助けてやらなければならぬ、しっかりと元氣を出せというふうな教育をすることは私は当然なことでありまして、まあ心配が必ずないわけではありませんが、しかし教育の仕方によりまして、それを償つてなつておる状態へ私は持つていくことができないのじゃないか、そうさせるのが私は文部省の大きな責任でもあるし、児童をさう考へておる先生たちの努めでもあるのじゃないか、私はまあ、かように考へておるもので、政務次官どういふふうにお聞き下さるか知れませんが、私は心からこの際これをそのように一つ積極的に利用するように、教育を進むところに最善の努力をいたしていただきたい、かように私は考へておる次第であります。非常にこれはむずかしいことでありまして、けれども、しかし考へ方として私は正しい、最善の努力をしなければならぬ、かように考へておる次第であります、次官どうでございましょうか、私の……

ようで、まあ本人も文部大臣の答弁を要求しておるわけですね、そこで本日の委員会を始める前にも荒木理事から委員長にも提案があつたようですが、こゝでですね、一応速記をとめて、これからあとの委員会の取り運び方について協議する時間をもつていただきました、かように提案いたします。

○委員長(笹森順造君) ちよつとお待ち下さい、速記をとめて。

○委員長(笹森順造君) 速記を初め

○矢嶋三義君 資料を三つ要求いたします。第一番は、余剰農産物関係の資料を早速に出していただく。第二の資料は、昨春秋、本委員会が問題になつて以来、困窮している中小農家の給食にいかなる措置をしたか。その内容と、それと、最近の資料に基づく全国の主要保護児童数。それから第三は、過去三年間における給食に関する中毒その他の発生事故件数、並びにその内容を資料として出していただきたい。以上であります。

○委員長(笹森順造君) 本委員会はこれにて暫時休憩し、午後は正三時から再開いたします。

午後零時二十一分休憩

午後三時二十四分開会

○委員長(笹森順造君) 午前引き続き会議を開きます。

日本学校給食会法案の審議をいたします。御発言のある方はお願いいたします。

○大谷繁瀧君 はなはだ何といひますか、しろうとくさい質問を申し上げますが、文部政務次官にお伺ひいたしました。

いんですが、この給食会法案を特別法人としてお出しになりましたのは、機構を眺めてみますと、理事長は外米の経験者が入つてきますけれども、そのほかほとんど文部省の関係の局長、課長の人ばかりにもかかわらず、これを特別法人として法律をお出しになるといふことは、結局給食される相手が公立の小学校、盲学校、ろうあ学校というふうな種類のものであり、かつまた給食される物資の配給等において特にそういう外郭の団体でやらねばならぬというところに理由があるから、特別法人としてこういうものが出たのかと思ひますが、われわれから考へると官立、公立、官立ということにゃないが、国立公立の学校相手なら、むしろ文部省内の機関としておやりになつたほうが、日本のすみずみまで公平に渡つていんじやないかと思ふのでございしますが、その点について承りたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) 学校給食に必要な物資の買入れ、配給をいたしますのに、その相手方が公立の学校であり、また府県の教育委員会であるというふうな関係から、役所で直接やつたほうがいいではないか、確かにそういう面がございします。しかしながら品物の売り買いがございしますので、予算のワケに縛られては、なかなか学校給食の仕事が拡張していく場合に都合が悪いこととございまして、現在民法に基く財団法人を作りまして、その仕事を担当させておるわけでありまして、それに対する監督が民法の規定に基く主務大臣たる文部大臣が監督をいたしておるわけでございますが、民法の規定だけでは監督が十分徹底しないというふうな

ことで、このたび特別法人を作つて、一方品物の買入れ、売り渡しというふうなことを円滑にやるのと同時に、民法の財団法人よりもより強力な監督を行なつて、学校給食の円滑を期したい、かように思つて、特別法人にする法律を提案いたしましたわけでありまして。

○大谷繁瀧君 そういたしますと、特別法人ですから、連想するのは日赤、日本赤十字社の特別法人に準じたもののように考えられるのですが、もちろんこれは補助を受け、また給食を受ける児童からの徴収金といふですか、納金もそこへ受け入れるということになつていますが、かりに高額の寄付金等があつた場合に、それは法人が受け入れる機関あるいは学校がそれを受け入れるのかということになりますか、日赤では一応本部の方に入りまして、それから支部の方に行きますが、これではどういふ工合にお取扱いになるか、承りたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) お答え申し上げます。この特殊法人が発足いたしますと、中央の機構ができましたと、差し当つては各府県の従たる事務所として、直ちに置くというふうには現在考へておりません。従つて、ただいま例としておあげになりましたような相当額の寄付というふうなものがありましたが、その寄付の条件にもよりまして、もちろん中央の特殊法人たる日本学校給食会に寄付するということではあれば給食会に入るといふことになりませんが、その寄付の条件によつてそれぞれ各府県の財団法人たる

府県の給食会が寄付の受領者になると
いう場合はもちろん府県でやられるわ
けでありまして、それを中央にそのま
ま吸い上げるというようなことは現在
のところでは考えておりません。大体
寄付の条件によつてきまるべきであ
ると思つております。

○大谷賢淵君 今余剰農産物のお話が
出たのですが、この余剰農産物は大臣
のお話では一年きりでも仕方がない、
そのあとはそのとき考えるというよう
な先ほどお話がありました。この余
剰農産物の受け入れということに對し
ましては、相当多量のものであります
るから、給食に回ししても相当な範
圍にこれが配分されると思ひますが、
もし、これが一年間であつては、こ
なという場合が起りましたときには、
物資の面で不足を来たすようなこと
はないか、あるいはまた、この法律は
作つたけれども、どうも運営がうまく
やつていけないというようになつて
くるので、相当朝令暮改のようにまた
これを改正しなければならぬという事
態が起るような状態は生じないもの
でしょうか、その辺を一つ。

○政府委員(小林行雄君) この特殊法
人である日本学校給食会を設立する
という考え方は、先般も御説明申し上げ
ましたが、余剰農産物の受け入れの時
期と、たまたま符合して参りましたけ
れども、必ずしもこの余剰農産物を受け
入れるためにこの学校給食会を設立す
るということではございませんで、学
校給食の一般的な普及というに伴
いまして学校給食で使う給食用の物資
というものが非常に最近大量になつて
参りました。従つてこれをそれぞれの

学校の需要に応じて適正に円滑に配給
するといったようなことを在来一財団
法人でやつてゐることが果していいか
どうか、というようなことをいろいろ
検討しました結果、こういつた国家的
な大事業はやはり国の代行機関的なも
のを作つて、国の監督を一層厳重にし
ましてやるのがよからうというよう
なことで、いろいろかねてから議論の
ありましたことでありまして、それを
今回実現するという段取りになつたわ
けでございます。もちろん余剰農産物
の贈与分というやうなことで非常に大
量な物資が学校給食の線に乗つて参
りますけれども、これはたとえばミルク
だけを例にとりまして、従来は贈与
がございまして、かなり低額
な金でこれを買つておつた。もし、こ
れは仮りでございまして、万一来年か
らさういつた贈与がなくなるといふこ
とになりますれば、今までのやうな行
き方で低額でおそらく輸入することが
できる、また場合によつては国内の脱
脂粉乳等もだんだんこれから取り入れ
るべきであると考えておりますので、
余剰物資の受け入れということが万
一なくなるやうなことがございまして
も、この学校給食会の業務というもの
がそれによつて非常に打撃を受ける、
あるいは給食会を廃止しなければなら
ぬというやうな事態は起つて参らぬも
のと思つております。

○大谷賢淵君 私立のこれに準ずるよ
うな学校がございまして、地方には、ろ
う学校とか盲学校とか。そういうよう
なもののについてはこの恩恵に浴するこ
とができないものでしょうか。いわゆ
る同じ条件において配給を受けるとい
うわけには参らぬのですか。

○政府委員(小林行雄君) 現在この学
校給食会で取り扱つております学校給
食用の給食物資の配給ということは、
さういつた設立者の国公私立の別を問
うておりませんので、実際に私立の方
でも御希望があればその線に沿つて配
給をいたしたいと思います。

○矢嶋三義君 私も若干伺いたいの
ですが、今、日本の脱脂粉乳とアメリカ
から来る脱脂粉乳との価格差はどのく
らいですか。それを調べている間に農
林政務次官に伺ひますが、午前中にも
お話が出たやうであります。終戦直
後行われた学校の給食とガリオアを打ち
切られたのちの学校給食とは、政府側
の見解というものはある程度變つて参
りましたね。食生活の改善という立場
が非常に大きく出て来て、食料特別会
計に入つてゐるのは御承知の通りであ
ります。従つて私は政府としては、午
前中ちよつと出ましたが、酪農振興と
の關係というものは計画的に考慮され
ていかなければならぬと思ふのであり
ます。農林省の方では相當の計画があ
るかと思ふのでありますが、これには
今答弁を求めている国内産の脱脂粉乳
の価格と外国産の価格差の問題もあり
ますか、どういふ計画を持っておられ
いますか、その点一つ構想を伺ひたい
と思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) お答えいた
します。矢嶋委員のおっしゃる通り最
近のアメリカの余剰農産物の受け入れ
に關連をいたしまして、日本の農業に
影響するところは非常に大きいのであ
ります。しかしながら、日本の国内の
食糧はただいまのところ絶対不足量が
約二割でございます。この不足量を外
国にいつまでも依存してゐるというこ

とではなくて、国内の食糧の増産をは
かつて自給度を高めて外国への依存度
というものを低くしていく必要があ
らうと考えてゐるのであります。そのた
めには米麦のみによるところの食糧と
いうものを確保することは非常に困難
が伴いますので、草地を利用するところ
の酪農振興といひますか、畜産ある
いはまた水産等を振興いたしまして、
総合的に食糧増産を確保しようといふ
建前がただいまの農政の重点にもなつ
てゐるやうなわけでありまして、そこ
が久しきにわたる日本の国民の食生活
というものを、急に改めることは非常
に困難でございますので、食生活改善
のために、政府といたしましていろいろ
と考慮をいたしてゐる次第でござい
ます。そこで食生活を改善するために
は、おとなに食生活を振換させること
に期待をいたしてゐても、その成果が
なかなか上りにくいので、学童給食等
によつて食生活の改善を期したら非常
に効果が大きいのではないかと、かよう
な観点からいたしまして、ただいま酪
農振興法に基いて、国内に酪農振興を
盛んにやつておりますけれども、同時
に外国からも安い酪製品を輸入いたし
まして、ことに今回のグラント分等を
利用いたしまして、なるべく安い価格
で国内に十分普及をさせる、さうし
て、もう少し消費の面を拡大をして参
りませんと、すぐに牛乳とかあるいは
酪製品が過剰になつて、市場が狭隘の
ために行き詰まりをきたします。この
安い輸入物資のある間に相當に市場を
拡大し、国民の需要を拡充していく、
そしてさういふことはいつまでも続く
ものとも考えられませぬので、そのう
ちに食生活の改善が行われ、食習慣と

いうものが改まつて参りましたとき
に、だんだんに日本の酪製品を国内あ
まねく普及していくやうな態勢をとつ
ていったらどうか、しかしながら差し
あたつての酪農振興の問題等もござい
ますので、本年度は国内酪製品、脱
脂粉乳二千トンをつくり特別会計で
買ひ上げまして、さうしてこの外国か
ら入つて来る安いものとプールをいた
しまして配給をしていこう、かような
構想でございまして。

○矢嶋三義君 価格差は。
○政府委員(小林行雄君) この脱脂粉
乳の値段の問題でございますが、これ
は市場の時々の変化によつて一定では
ございませんので、大体現在では一ポ
ンド当り国内産の脱脂粉乳は七十五
程度のように承つております。ただ
先般、本年三月に国内産を買ひ入れ
ましたときには、これは一ポンド当り、
これは乳製品協会の方でいろいろ努力
をして下さいますので、かなり安く買
ひ入れております。一ポンド当り大体六
十円というやうなことで買ひ入れてお
ります。

○矢嶋三義君 国内産が六十円。
○政府委員(小林行雄君) そのときに
買ひ入れましたのは、現在は大体内
産は七十六円程度だろつと思ひます。
○矢嶋三義君 外国産は。
○政府委員(小林行雄君) 輸入の脱脂
粉乳は、日本学校給食会を通じてま
して、配給いたします場合、府県渡し
が大體一ポンド当り二十円見当でござ
います。

○吉田萬次君 国内産七十五円で、農
林省の方の補助金によつてこれが六十
円とかなつてゐるわけですか。ただいま
次官のおっしゃつた通りに、二千トン

であります。が、学校給食に必要なのは二万トンです。さような点から考えまして、輸入は私は十八円だと思ひます。要するに六十円で買つて、そうして一割と九割との関係からブールして二十円になると聞いております。今次官は、近い将来の見通しで、日本の製品によつてこれを補うことができる、さようにおっしゃったが、しかし私が考えたところでは、さようなことはできないと思ひます。であります。今日も大臣に私は質問いたしましたのですけれども、この差額があまりひどすぎ、市価がどうかという、六千五百万円も補助をするというやうな、わすか一ポンドについてそれだけの差があるというやうな、むしろどうかという、酪農組合の補助金をほかの方へ回されて、そうして学童給食用の脱脂乳というものを全部買入れたほうが国策として得じやないかと思ひます。あなたはこのくらの年限において解消するといふ見込みを立てておられますか。

○政府委員(寺本廣作君) 吉田委員の御指摘のやうに、向うからの輸入物は非常に安いのでございまして、国内製品との比較は比較にならないほどの差額がございまして、これはよく御案内の通り、グラント分は運賃もこちら持ちでございまして、ただであるとか、あるいは有償のものもポンド二セントであつたと思ひます。昨年は五セントであつたやうに聞いておりますが、これは輸出奨励金といふか、アメリカが国費をもつて輸出を補助しまして、そうして非常に安い、不当に安いと思ひますか、そういう価格のものでございまして、そういう関係で非常な価格差がございまして、私は日本の草

地の開発をいたしまして、もう少しその草資源を利用するやうになれば、もう少し工場合理化を計つて参りますれば、しかも需要が普通化して参りますれば、この価格差といふものは非常に狭まってきて、国際価格に近いものになつてくるのではないかと、こゝういふ見通しを持っております。

○吉田萬次君 草地を利用して、そうしてその放牧によつて将来の見通しが立つやうに考えられておられますが、はかばかにいひまして、私の郷里のほうにおきましては、酪農組合ではとてもやりきれん、酪農といふものは実にわり合はんものではないか、うのでだんだん減つていくやうな現象がある。そういう場合においては、あなたはどうしてふやして学校給食にまておよぼすといふ見通しを立てておられますか。

○政府委員(寺本廣作君) ただいまの酪農の経営方式でございまして、これは個別に頭と二頭とかの乳牛を飼育をいたしております。それから草飼料の利用といふことについて非常にわが国は遅れております。今日も参議院の農林水産委員会が草地の改良の問題について貴重な御意見を承つたのでございまして、もう少しそういう面に政府も力を入れて、私は草地の改良をしていく。相当規模の広いところについては機械開墾をいたします。そして種苗の助成をします。こゝうして、強力な草飼料を確保することによつて、たゞいま行われているやうな濃厚飼料はほとんど輸入ふすまといふやうな、そういう高いものに依存をしておられるところに私は非常な不合理性

があると思ひます。ですから、もっと農家の協同化を推進いたしますと、濃厚自給飼料の増産をし、それから製品化が、たゞいま実際にその処理が農村工業としてきつめて零細な規模をもつてやつております。そのためにコストが高くなるというやうな不合理な面が多々ございまして、こゝういふ面は今後十分指導をいたしまして合理化していったならば、私は相当安くなるのではないかと、かように考えております。

○佐藤清一郎君 私はこの学校給食会法とは若干関連が薄いと思ひます。が、たゞいま農林政務次官の発言で、コストを下げてやり、酪農の振興を期したいといふやうな、要約すればそういう意見のやうでございまして、現在の酪農の日本における状態といふものは全く危機に直面しておる。それはいうまでもなく外国から大量に、しかもあの放牧してはんとしに大量生産された酪農製品といふものと、日本の集約されたほんとうに一家経営の面から細かい飼育法によつて作られて出された酪農製品といふものは、到底それは太刀打ちできるべき筋合いのものではない。それは究極においてある程度の日本農民に対する保護をしなければ到底いかなないのであります。そういう面から見て私は吉田君と同じ自由党内におりますけれども、農民の立場をも十分勘案して、酪農振興法が昨年成立して酪農の振興をはかるとしたその直後において、あのような下落をして農民が立つていくかいかぬかというやうな瀬戸際にまで押し込められ、しかも現在の日本における牛乳取扱業者といふものは、大資本家でありまして、生牛

乳というものが他の米穀製品と違つて長く貯蔵することができない。従つて農家は泣きながらその日その日のうちに処理をしなければならぬやうな、この酪農に対する保護といふものは、これは容易ならざるものと私は思ひます。で、こゝういふ意味におきまして、まず第一にコストを下げるということとは至極賛成であります。そのコストの問題もいろいろあると思ひます。飼料といふものが、現在濃厚飼料といふものがきつめて入手困難で高い。これは製粉会社といふものが、ふすまといふやうなものが野放しにされておる。小麦だけはなるほど政府は麦価のいゝゆる間接統制をやつておられますけれども、ふすまに対してはほとんど自由にかましておくといふ現在のやり方でありまして、従つても濃厚飼料といふものはなかなか容易に安くなるわけ、こゝういふところに隘路があるわけでありまして、もちろんこの濃厚飼料に対する親切な私は考え方によつて指導すべきだと思ひます。

それともう一つは、これはまあ質問といふよりは私は意見をお聞きしたいのですが、この脱脂乳を用いるよりは、生牛乳が一番栄養価があつていいのではないかと考えられる。従つて現地に於いて簡便に入手できるやうなものを学校として用いる考えがあるのかないのか、これにつきまして御質問したいと思ひます。農林政務次官につきましては何か飼料の対策について御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(吉川久衛君) 濃厚飼料の問題でございまして、先ほども申し上げましたやうにわが国の草資源の供給地は百五十万町歩ないし二百万町歩と

も言われておりますが、これらの草地を早急に機械をもつて開墾をいたしまして、そうして草の飼料の種類について十分指導を行なつていきたいと思ひますが、それに先だちまして取りあえず外国からのふすまの輸入等もいたしまして、たゞいま不当に高値を見ておられますところの濃厚飼料の値下げをしようとする努力をもつていただいております。

○政府委員(小林行雄君) 脱脂乳や、あるいは脱脂乳より生牛乳の方が栄養的に価値があるといふことは御指摘の通りだと思ひます。従つて酪農地帯等でありまして比較的簡単に入手ができるというやうな場合には、従来学校給食の方針をいたしまして、こゝういふ生牛乳をできるだけ取り入れるやうにこゝう指導を文部省としてもいたしております。ただお話が先ほど来米の脱脂粉乳等に比べて、値段が比較的従来米の脱脂粉乳等に比べて割高でありますものから、なかなか伸び悩んでおると、こゝういふことが実情であると思つておりますが、今年から農林省の方でいろいろ努力をされて、国内産の脱脂粉乳というもののについては国の補助をするというやうな面もできましたし、将来はそういう生牛乳の給食への取り入れということについて、文部省あるいは農林省で十分話し合ひの上、さらにこの線を進めて参りたいと思ひます。

【矢嶋三義君委員長 議事進行、議事進行】
○委員長(笹森順造君) ちょっと待つて下さい、先ほど来吉田君から手が上りましたから。
○吉田萬次君 先ほどの農林政務次官

のお話は、これは机上の議論であつて、またそのような認識不足では牛乳問題は、あなた脱脂乳の問題を論ずるところの資格があるかというのを疑うのでありまして、實際放牧して草地に牛を飼つて、その牛乳によって学校給食の足にするというようなことは、いつになつたらそんなことが出来るかというのを疑うものでありまして、今日地方のいわゆる酪農家が困つておる、明治であるとかあるいは森永であるとかいう大会社が膏血をしほつて農民を泣かせて搾取して、そうして牛乳を流しておるのでありまして、午前九時なら九時に集めるといつて、農民がそれを集めておる。集めにきた車はどうかといつて、トラックは十時に来る。一時間おくれたがためにその牛乳が、もうすでに多少すっぱくなつておる。いわゆる比重計を入れたら、これはだめだといつて値段を値切る。あるいは二カ月の間おぼろに、そうして一月分は農協組合の、地方の組合の利益にし、一カ月分は利子をたたくで使うといふような狡猾な方法をもつて、そうして農民をいじめて、酪農家を苦しめておつて、こんな状態でいつまでやつてたつて地方の酪農といふものは私は発達を望むといふことは……もし農林省でこれを根本的に改革してもらへば確かにそれはいいでしょうけれども、かような点から考えまして、じや日本のどこにそれだけの草原があり、どこでそれだけの牛を飼つて、そうして脱脂乳を作るといふような将来性の希望のあるところはどこにありますか。かような点から考へて、今日この委員会の問題になつておるのは、余剰農産物におけるところ

の脱脂乳の問題でありまして、かようなお話を承らるうと思つてわれわれはおるのじやありません。かような点から考へて、あなたもほんとうにこの余剰農産物に対するあるいは学校給食に対する根本義において考へていただきたいといふことを私希望を申し上げます。

○矢嶋三義君 議事進行について。本日は午後三時から委員会を開いた約束は、申し合せは、午前中荒木君が質問したが、どうも政務次官の答弁が満足できない、それから外務大臣にも出席を要請したいが午前中できないと、ところが御承知の通り、余剰農産物の協定は参議院としても審議を急いでいるので、午後三時に開いて、文部大臣と外務大臣においでを願つて審議しよう、こういふことだつたわけですね。

伝へ聞くところによると、両大臣もおいでにならぬようです、特に要求しておつた荒木委員もおいでになつてないから、それはできないとしても、とにかく余剰農産物を取り扱ふことだつたのだから、外務省の経済局長がおいでになつておるそうですから、それで余剰農産物にしろつて、大臣はおいでになつてないのだから、これは保留をせざるを得ない。経済局長の質問のある方は質問して、そうして進むように、それが本義だろうと思ひます。

○委員長(笹森順造君) 委員長から最初にこの会議を開きます前に、外務省の経済局長も来ておることは御披露いたしております。従つて、ただいまの矢嶋委員からの議事進行に関する御発言のごとき、特にこの際に余剰農産物受け入れに關し、またこの委員会が

取り扱つております給食会法に關する問題について審議を進めていきたい希望でありますから、その線に沿つて、どうぞ御発言のある方は御発言を願ひます。

○矢嶋三義君 まず、政治的な答弁でございまして、これは農林政務次官にお願ひしたいと思ひますが、他の委員会での発言を見ますと、今の鳩山内閣は、この余剰農産物の受け入れについて大体三年くらいを期待しているやに私は聞いておるのでございますが、それでございまして、

○政府委員(吉川久衛君) 三年といふわけではないと私は思ひますが、大体まあ数年間は続くであろうという見通しであらうと思ひます。

○矢嶋三義君 経済局長の次長さんにお伺ひしますが、あなたはこの交渉の窓口だと思ひますが、それでやはりアンテナのかかり方がある程度私は正確じゃないかと思ひますが、どういふ見通しのもとにこれを取り扱つておられるのですか。

○説明員(西山昭君) この基礎となつておりますアメリカの四百八十号の農産物の貿易促進に關する法律は三年間の目途をいたしております。この三年間の目途の内容をいたしましては、現地通貨によりまして農産物を買ひ付け得るようになりまして、予算が七億ドル、それから現物贈与をいたしまして、予定してあります金額が三億ドル、合計十億ドルの予算の範囲で、一九五四年の七月一日からその後三年間にわたつて処分できるように相なつております。しかしながら各国とこの実施につきまして協定を結ぶわけですが、日本に關しましては、今回

の一九五四年の七月一日から今年の六月三十日に至りますアメリカの会計年度の一年間を対象といたしまして、協定を結んでいくわけにございまして、今後引き続き三年間同様の協定を結ぶといふことは何ら政府としては約束してない次第でございまして、

○矢嶋三義君 期待をいたしては三年間程度期待しているわけですか。

○説明員(西山昭君) 御承知の通りに農産物の買付は国際市場価格で日本が有利と思へば買ひわけにございまして、値段が高くなりましてたりその他のいろいろの観点から、将来にわたります確定的に条件を規定するわけには、日本としていかないわけにございまして、従ひまして今後とも諸般の情勢を検討いたしまして、あるいは利用します円資金の使途その他も全般的に考へまして、有利であれば検討するかも知れませんが、現在におきまして確実に今後継続してやるかどうかといふことは、政府として白紙でございまして、

○矢嶋三義君 政務次官の数カ年の見通しのもとにやつておるということはどうなるのですか。

○政府委員(吉川久衛君) 私は期待をいたして申し上げたのでございまして、しかしいろいろの条件を勘案いたしまして、わが国に不利な条件であるといふことになりましたれば、これは一年限りになる場合があるでありまして、あるいはそれはそれ以上になる場合もあるといふ意味でございまして、

○矢嶋三義君 午前中の文部大臣の答弁と政務次官の答弁は、心がけに違いがございまして、近々には最終的にまゝとまゝではないかと予定されておるから、従ひまして、現物をそれ以後に

とで、あなたの方は数カ年の計画のもとでやられておる、基本的な心がけといふものはずいぶん違つておるようですが、閣内不統一ですね、何とか二人で話してまとめて下さい、どちらをとつていいのかわからぬ。

○政府委員(吉川久衛君) 文部大臣の答へになつたのは、多分法律がそういうふうになつておりますから、法律的に答へになつたのだらうと思ひます。私の場合は、その条件によつて一年だけになるだらうという場合もあり得る、しかしこれを一年で打ち切つた場合に、これは学校給食会法等の今後の運用等を考へてみて、あるいはその他いろいろ愛知用水やいろいろの場合を考へますと、もう少し期待を持つたらどうか、こういうことを申し上げたのであります。

○矢嶋三義君 そこが大いに違ふので、時間をかけるのはもつたないから、午前中の文部大臣の速記録と、さっきのあなたの速記録を対照いたしまして、そうして次の委員会内で内閣としてはいづれを態度としておるのか、明確にしてお答え願ひたい、相當に僕は懸隔があるように思ひます。

そこで経済局長の次長さんに伺ひますが、この第三条に基く二百二十万米ドル、三百万米ドルの小麦並びに脱脂乳、綿花、これは加工はなされるのでしようが、末端にかりに協定が成立して届くのはいつごろと予想しておればよろしいのでしょうか。

○説明員(西山昭君) この贈与分につきましては、目下細目の交渉を継続中ではございまして、近々には最終的にまゝとまゝではないかと予定されておるから、従ひまして、現物をそれ以後に

引き取りまして、末端までに配給いたしますのは、その以後の通常の買付をいたしまして配給するのと同じ程度の時間と済むのではないかと考えております。

○矢嶋三義君 従って大よそいつごろでございませうか、末端に届くのは。

○説明員(西山昭君) 私は、文部省におかれまして、あるいは学校給食会におかれまして、通常の程度の日数をかけておられるか承知いたしておりましたので、関係の方に御照会願いたいと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたに私が伺う点は、この品物が日本の国内に入ってきたならば、今度生まれる日本学校給食会に引き渡されるわけですか。もしそれだとすれば、それはいつごろと見ればよろしいか。

○説明員(西山昭君) 大体の考え方としては、従来の制度を活用することを考えておられると思ひますので、本件が妥結いたしますればCCCと日本側と契約をいたしまして、それによって引き渡しを受けまして、その後加工して配給する仕組みになるだらうと思ひます。

○矢嶋三義君 小林局長に聞くんですが、その加工を引き受けるのは、今度できる日本学校給食会ですか。

○政府委員(小林行雄君) 余剰農産物のうちで、小麦とミルク等につきましては、非常に行き方が従来変つておりまして、小麦は食糧の方で扱い、ミルクは財団法人の学校給食会で扱つておつたわけでありまして、今回の特殊法人日本学校給食会の設立によりまして、従来財団法人が扱つておつたミルクだ

けをとりあえず扱わせるということでありまして、小麦の方は従来通り農林省所管の食糧特別会計で取扱ひ、加工の方は食糧事務所を通じて行なうというように大体予定をいたしておりました。

○矢嶋三義君 綿花類は。

○政府委員(小林行雄君) 綿花につきましては、この基本協定の第三条に三百万ドルの綿花ということがございまして、この取扱ひについては、現在アメリカ側と交渉中でございしますが、大体配給面は主として文部省が取扱ひ、実際の加工あるいは何と申しますか、染色その他に作るまでの事柄は通産省の方でやつてもらいたい、こういうふうなことでございまして。

○矢嶋三義君 配給面は文部省の何課で扱うのですか。

○政府委員(小林行雄君) 管理局の中の教育用品室というところで主として取扱ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 そういうように多岐に分れても、別に事務の支障は予想されませんか。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食につきましては、従来管理局の中に学校給食課というものがあつて、これが非常に経験が積んでおりますので、当然学校給食関係の方は学校給食課で扱う。それからいろいろ教育の教材用物資等のあつせん、その他は教育用品室というものがこれをやつておりますので、児童服の配給ということについては用品室に分けてやらせるといふことで別に支障は起らないと思ひます。

○矢嶋三義君 次にいきますが、経済局長に伺いますが、これらのものは日本で加工することになると思ひます

が、日本の港に着くのはいつごろと予想していただけますか。

○説明員(西山昭君) 近々に妥結いたしまして、早速引き渡しを受けます取りきめをいたしますれば、その後一ヶ月ぐらいいは現物が入る可能性があると考えております。

○矢嶋三義君 小林局長に伺います。現物が入つてから加工して末端に届くまでにどのくらい時日を要しますか。

○政府委員(小林行雄君) ミルクにつきましては、従来輸入した実績がございまして、大体輸入ミルクの方はアメリカの東海岸から積んで参つております。これを日本の国内に持つて参りますのに、一月あるいは一月以上かかる場合もございしますが、大体一カ月ぐらいいかかる。それを各府県の需要に応じてまして、府県に渡していくのに、大体二十日ないし一カ月程度かかる。綿花の方につきましては、これは児童服、と申しまして、大体冬服を予定いたしておられますので、それまでには間に合うように生産するようにしたいと思つております。

○矢嶋三義君 経済局の方と文部省の管理局の連絡がなかなかとれていないやうですね。午前中伺つておるところでは、あなたの答弁と経済局長の答弁は食い違つておる。小麦とか脱脂粉乳は九月末ごろ、綿花は十月末ごろに向うを出るだらう、こういうやうな答弁だつたですね。今経済局長の答弁では、たとえれば一カ月以内には日本に着くであらう、そうして、加工だ何だといふと、少くとも十月の半ばごろには末端に届くやうな算術計算ができると思ひますがね。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど午前中の御質問にお答え申し上げましたのは、遅くともその時期までには向うを出さなければならぬ、これは最終の期限を申し上げたのでございまして、これは主として輸入の通常貿易分のはうがそういうことになっておる次第でございまして、通常貿易分につきましては、最終期限、五十四年度のアメリカの会計年度、これは六月で終るわけでございます。これは六月で終るわけにできな協定に基いて最終期間が九月末ごろまでにアメリカの岸を離れなければならぬといふことを申し上げたのでございまして。

○矢嶋三義君 私は文部大臣に、荒木君がお見えになつたから荒木君に質問していただきたいと思ひますが、文部大臣に一点伺いたい点は、これは当然後ほど荒木委員との質疑の間でいろいろ出てくると思ひますが、民主党という政党は、改進黨時代から社会保障政策というのを非常に政策として大きく掲げておられたわけですね。従つて、私はこの給食の問題でも、準要保護児童といふものに対して相当思ひきつた措置をとられるであらうと期待しておりました。文部当局においては、昨年来準要保護児童に対して約二億八千万の予算要求を事務局間で大蔵省に対してなしたわけですね。ところが国会に出された予算を見ますと、準要保護児童に対するものはゼロに削減されておるわけですね。これと関連して参りますが、午前中資料を要求してありまして、資料が出てからさらにお伺ひしたいと思ひますが、昨年来問題になつておるこの窮乏せる炭鉱地帯の生徒児童の生活状態といふものはとても

言語に絶するものがあるらしいですね。中学校の三年生の子供らは、出かせぎといつて、実はどうも売られていくらしいですね。おかあさんはお乳が出ないし、親子兄弟が、食えないためにばらばらになるという悲惨な問題が幾つも起つて、完全に社会問題化しているわけですね。こういう地域に対する学校給食すらその強力なるものは行われていないわけですが、私はこの余剰農産物を受け入れるに當つて千五百万ドルの無償供与のものがありますが、これについてはいろいろ意見がありますが、そういうものも含め世に民主党内閣としてはお考えになつておるのじゃないかと思ひますけれども、社会保障政策の推進といふことを非常に掲げられておつた私は民主党鳩山内閣としては、この困窮せる生徒児童に対する給食対策全般の予算編成等を見れば、非常に期待に反すると思ひます。文部大臣どういふお考えでいらつしやいませうか、まあそれだけ一応伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) この向うから無料参ります食糧を、どういふ配給の仕方をするかといふことは、これは重要な問題でありまして、先般来議院においてもいろいろの議論を承わつたところであります。従ひまして私どもはその配分の方法については相当に研究をいたしておりますが、ただいま申し上げ得ますのは、炭鉱地方だとか、ああいう特殊のところに對する臨時の措置といたしましては、これらの物資の配給に特別の考慮を払いたいと思つております。これを文部省の給食で恒久的の案を立てることは、先刻も申しました通り、この物資はいつまで

続くものも見当もつきませず、一年限りとしてやっていたかなければならぬ。恒久的な施設としてはあれですが、今急務の面としてはできるだけのことをいたしたい、このように考えております。

○矢嶋三義君 これから荒木委員が質問されるのに関連しますが、一つ寺本政務次官に伺っておきますが、あなたは先ほどの無償給与の千五百万ドルは、児童に対する影響を考へて、ある程度有償にしたいということをお答へされておりました。その有償とは何ですか、その運賃とか加工賃、その程度をとられるおつもりですか、その答へです、これは経済局長にも関連して伺いたいのですが、そのことはその程度のものでいいでしょうか、それを上回って有償で生徒児童にこれを配給すれば、アメリカ側から異論が出る性質のものではないか、ですね。まず寺本政務次官から伺って、経済局長から御答へ願います。

○政府委員(寺本政務次官) 午前中贈与物資については、有償を原則的に考えるということをお申し上げしました。それはただいまお尋ねの通り最小限、運賃、加工賃はかかるわけですが、その分まで無償にする案というのは成り立ちにくい、こう思います。それ以上には父兄負担をどうするかということについては、まだ最終的に決定いたしておりません。

○説明員(西山昭君) 御質問の点につきましては、無償でなければならぬというアメリカ側の要求はないわけですが、ごいいます。日本側として、最も合理的な計画を立てまして、アメリカ側として、木制度の趣旨が生きてくるような活用の仕方をしてもらえばいいように了解いたしております。

○荒木正三郎君 私も簡単に一、二の事項をお尋ねしたいと思うのですが、先ほど矢嶋委員から質問のあった問題ですが、この余剰農産物の受け入れについては大体三カ年という期間を目標にして、自由党内閣時に折衝があったのではないかと、いふうに聞いておられるわけなんです。現内閣でこの取りきめがきまった際、そういう点については、アメリカとの話し合いについては、何ら言及されていないのかどうかです。その点をお伺いしたいと思う。これは外務省の政務次官見えてるんですか。

○委員(佐藤順達君) 外務省から経済局長が見えております。

○説明員(西山昭君) この協定の最初の交渉が始まりましたのは昨年の春からでございます。当時内閣が違つていたわけでございます。具体的に昨年の十一月に愛知通産大臣その他がワシントンにいかれました。協定の総ワシ、それから買い付けします金額、それから贈与を受けます金額、それから日本側が借金をいたします割合、米側が積み立て円貨を保証する割合、この程度が確定いたしましたわけでございます。一番初めにいわば希望的な意向を表明いたしましたときには、最初の計画としてはこれぐらいである、しかし条件がよろしければ今後日本側としては考えたいと思つておる、この程度の表明があったわけでありまして、具体的に昨年の十一月に協定の大綱が、先ほど申し上げましたような数点につきまして確定いたしましたときには、

ことし一年限りの内容として決定いたしましたわけでございます。その後交渉の過程におきまして、三カ年を引き受けるような、あるいは日本側から積極的に希望しますような交渉の内容は全然なされておらないわけでございます。

○荒木正三郎君 そうすると、今回取りきめになって一億円に上る余剰農産物は、本年度中に全部処理されるという性質のものでしょうか。

○説明員(西山昭君) この一年間と申しますのは、アメリカの会計年度から申しますと、一九五四年の七月の一日から五五年の六月までの一年間を予定しておるわけでございます。日本の立場から申しますと、会計年度は違いますが、アメリカの会計年度の一年間におきまして買い付けします金額としましては、八千五百万ドル、贈与といたしましては千五百万ドルの受け取りをするに相なつておるわけでございます。ただし協定が、交渉が長引きまして、現実に買い付けをいたします分につきましては、短期間に引き取りますと、フレートの高騰、あるいはその他の支障を生じますので、先ほど管理局長から御説明ありましたように、引き取りにつきましては日本側の輸入に支障がないように猶予期間を設けておる次第でございます。

○荒木正三郎君 私は文部大臣にお尋ねをしておきたいと思つますが、今度受けることになるところの現物贈与の小麦、あるいは脱脂粉乳、あるいは綿花、こういうものを配給する場合に、すね、ある特定の学童を対象にして配給するという考えを持っておられるのか、すね、あるいは特に小麦とか脱脂粉乳のようなものについては、学校給食をして全児童に及ぼすような考え方で配給をするのか、そういう考えを持っておられるのか、すね、方針を開きたいと思つ。

○国務大臣(松村謙三君) その点はまだ確定をいたしていません。それを得るも、全部に対して小妻は考えざるを得ないと思つます。なぜなら、いろいろ有料で買ったやつも内地のものを混ぜてパンにするわけでございます。従つてこれを全部に分けて、パンの値が二円なり三円なり安くなります。そういうことで全般にやると、それからまた保護を要する児童に対しては、それを本当の経費だけのものにしてやる。こういうことを考へております。これはパンばかりでなしに副食物もありまして、その割には下りませんけれども、そういうふうにしてやつて行こう。それから、高橋さん、アメリカの当事者の人たちと、高橋さん、外務省の方と一緒に話をしていろいろ話をいたしまして、そのために出る利益をもつて、そして学童の福祉に使つてくれる、そういう話にもなつております。たとえば、そういう金が出ますれば、まだ給食の設備のない学校などが多くて、給食がやれないようなところもありまして、そういうところに使つてくれる、そういうような意向もありましたので、私といたしましては、それらのことも考慮に入れて考へたいと思つております。

○荒木正三郎君 これらの物資をどういうふう処理するかということについては、まだはっきりした方針が決定されておらない、こういう大臣のお話でございます。そこでまだきまつていないのに質問をするのはどうかと思つますが、われわれこういう経験があるわけなんです。というのは、まだ占領中ですね、アメリカは学童給食のために脱脂ミルク等を日本に贈与していただきました。従つて学校給食費というのは相当安かつたわけですね。ところがサンフランシスコで平和条約が結ばれてから、そういう贈与がなくなつて、全部日本政府の政策に基いて実施されるようになった、そのために学校給食費が一挙に相当な値上りを示したことがあります。これは私もその際にそういう事態は好ましくないもので、日本政府の負担において、国庫負担において、従来と変らないような給食費を持続するような方向に努力すべきである、ということを申し上げたわけですね。

今度のこの余剰農産物の受け入れは、たしかに一時的であります。一時的な物資を学校給食に回すと、それだけお話のように安くなる、これは非常に一時的である、それがやむとまた学校給食代が高くなる、これは私は非常に悪い影響を与えると思つたのですが、従つて私はこの問題を契機として、この余剰農産物の贈与を受け得る期間が過ぎた後の政府の政策はどうすべきであるかという点も研究しておくべきである、これは私の思ふところ、少くともある期間これを安くして、済んだらまた高くなる、これは私はおもしろくないと思つる、そういう点についての大臣の所見があれば聞きたいと思つます。

○国務大臣(松村謙三君) 最も大切な点であらうと思つて、いろいろ研究をいたしております。ただいまの私の考え方としては、これは私といたしましては、これは給食の設

備を持たないで、まだ給食をやらないところや、やめていくことがまず第一だと考えておられまして、そしてそれからあとに話のようにできるだけ安く、そして栄養価値のあるというものをやる工夫を漸次いたしていかなくちゃならぬと思っております。こんなので一時安くて、来年からどうするか、翌年からどうするかという問題もよく考えてみたいと思っております。

○荒木正三郎君 私はこの協定が成立して、いよいよこれらの物資をどう処理するかということになると、いろいろ質問したいこともございます。しかしこれは別に急ぐ問題でもありませんから、今日はほんの大まかな問題として、以上の質問で打ち切ります。

○高田なほ子君 外務省にお尋ねいたします。この第三条に「アメリカ合衆国政府は、日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため、に贈与すると規定されております。しかしこの第三条はただ単にうのみではなくて、次の第四条の第一項の中に「この協定に基いて日本国が取得する農産物は、阿政府が合意する場合を除くほか、日本国内で消費するものとする。」というふうな第一項に書いてあります。そういういたしますと、この学童の福祉計画を拡大するために受け入れるその若干の小麦は、アメリカ政府との何らかの合意に基かない限りは、やはりこれは自由に処理することができないのではないかと、というふうなことは考えておられるわけですが、これに対してはどういうふうな解釈されておりますか。

○高田なほ子君 そうですね。それから別に了解によりまして話し合いがついてから使用することに相なっておりますので、目下その間の話し合いを進めておる次第でございます。アメリカ側としましては、文部当局でお立てになっておりますいろいろな計画につきまして大体におきまして支障はないように了解いたしております。

○高田なほ子君 ところでどういふうな交渉経過をたどっておりますのか、最終的な結論は出し得ないにしても、文部省側の基本的な交渉態度と現在までの交渉経過を一応ここで御発表願いたいと思っておりますので御答弁願います。

○國務大臣(松村謙三君) 外務省の御交渉は事務的の今承わったような経過で進行しておりますので、私文部省といたしましてはその係りの向うの方に對して高橋鑑審長官とそれと私がお会いをいたしまして、ここにおられる小林局長も一緒にございまして一晩隨意の意見の交換をいたしましたのでございまして、そこでその結果といたしまして、大体の点でありますけれども、大體そのやり方等については文部省で適当にやってくれるならば大體それでよろしい。しかしながらその文部省で立てた最善の案ができた一つ自分の方へもそれを見てくれといういわゆる事前の了解を求めてくれ、こういうことは御相談もいたしまして、こういう大ざっぱな話の了解を両者の間に得ているわけでございます。そこで今事務的にその方法をいろいろ検討して上ったら、それが大體の案ができたら、この問題をした約束で一応向うへも見せて、こういう考えでやろうと思うが、というくらいいふあいさつはいたしたいと思っておりますけれども、まだそこまで案が最後の決定をいたしておきませんので、アメリカの方へはまだそれを提示するに至っておりません。

○高田なほ子君 ただいまの経過の御報告によると、アメリカ政府との間の合意にまだ達しておられないというふうな、まあ了解をするわけですが、そういうふうな了解してよろしゅうございしますか。

○國務大臣(松村謙三君) それは今申したような了解は私に成り立っていると思うのです、その間の何です。しかし具体的ものは、一応こういうことでやりますというものはまだ示しておりません。けれども文部省がおやりになるならそれで大體いいと思いがすが、見せて下さいと、こういう話でありまして、そのほか、事務的にはもちろんずっと長い間の交渉はあることとございしますが、私どもはその話し合ひではそういう大ざっぱな点を、まあ意思の疎通と言いますか、得たわけでございます。

○高田なほ子君 そういたしますと、この第四条の協定に基いて参りますと、文部省と申しますよりは、日本の政府とアメリカの政府との間、つまり直接には文部省の意思というものがアメリカ側に十分了解されなければ、言うところの学童の福祉に對して實際に行うことはできない、従ってこの場合どうしても児童福祉のために日本側がとりたいという場合には、ある意味では相当に日本側は譲歩しなければならぬという条件のときには生まれてくるのではないかと思います。

○國務大臣(松村謙三君) 先刻申し上げましたような経過によりまして、私はそういう心配はないと思っておりますが、外務省の御専門の方から詳しいお話はいたします。

○説明員(西山昭君) 三条に基きまするアメリカ側との合意と申しますのは、いわばアメリカといたしましては、本件が積極的はこの贈与を行う趣旨によつて活用されるということに強く期待しておる次第でございます。先ほど文部大臣より御説明がございまして、通りに、計画につきましては日本政府の氣持を尊重しておるわけでございますが、形式的にも米側と相談して内容が確定したという形をとって進みたいと、こういうわけでございまして、今後の話し合いをいたしまして、米側は日本側の趣旨を多分に尊重して妥結することと期待しておる次第でございます。

○高田なほ子君 大臣に重ねてお尋ねをいたしますが、これはあくまでも学童の給食ということを中心にしてこの譲渡をお考えになっておる様に私は拝察しております。そういういたしますと、現在の学童の給食の主食物は学校給食法の目的の方にも、うたわれてあるように、わが国の食生活改善に寄与するということも大きく含まれておるわけで、パン食というものをばつきりと主食の中に私どもは今日まで考えて参ったわけでありまして、従ってこの過剩農産物の贈与を受けた場合には、同じようにやはりこのパン食に回してこれを消化していく、こういうように文部省の計画を私どもは考えておるわけ

ですが、この点はいかがでしょうか。○國務大臣(松村謙三君) さように考えております。

○高田なほ子君 外務省にお尋ねいたします。ここに小麦の大体こちら側で受け入れる限度が書いてありますが、この小麦の質は、軟質、硬質と二様にあるように私どもは承知しておりますが、今度譲渡を受ける小麦はどちらの小麦か、どういふふうになっておりますか、大まかの御説明をしていただきます。

○説明員(西山昭君) この点につきましては、目下日本側の計画を最終的に仕上げておる状況でございます。具体的にはどの品種の小麦をとるかというところはまだ最終的にきまっていない次第でございますが、もちろん日本側の希望を先方に申し入れまして、先方は日本側の要望を了承するものと期待しております。従来話し合ひの大体考えられますのは、日本側としまして今まで使用いたしておりました品種から言いますと、ウェスタン・ホワイトのナンパー・ツ、あるいはそれ以上の品質を受け取るということに相なっております。

○高田なほ子君 私は農業専門家ではありませんから、軟質か硬質かというふうに答えて下さい。

○説明員(西山昭君) これはセミ・ハードでございます。

○高田なほ子君 ソフトというの……パンにできるのと、そうでないのがあるでしょう、ですからどちらの小麦がこの場合に多く約束に入っているかという質問。

○説明員(西山昭君) 私も専門家でありませんので、必ずしも確信をもって

お答えできないのでありますが、セミ・ハードと申しますのは、パン用に使える分と了解しております。

○高田なほ子君 承ねるところによりまして、アメリカ側の強い意見として、日本側の意見はパン用というところを言っておられるようですけれども、農林委員会あたりでいろいろの御質疑の中から承ねますと、相当にこの軟質の小麦が大量にその内容を占めて

いるというところを私は承知して、そこで軟質の小麦は、御承知のように、学童のパン食料としては適当でないというところは、すでにこれは専門家から指摘されているところ、しかるにもかかわらず、軟質の小麦を大量に入れ、そして学童の給食にというてそれを持ってきた場合に、一体学童給食がパン食を主にしてやっていると、いかうかというところについては、非常に私は疑わしいと思う、この点について文部省の小林局長から御意見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 余剰農産物の中で、小麦粉の受け入れにつきましては、もちろん、従来からありますけれども、給食が粉食を主にすることとでございまして、従ってアメリカから入りますこの小麦については、硬質のものをできるだけ入れてほしいというところと交渉しておりますことは、西山次長からお答え申し上げた通りでございます。ただこれは、その交渉の結果によりますが、私も大体こちらの希望は入れられるものと考えておりますけれども、万一部分軟質のものが入るといふようなことがありまして、場合によってはこちらの方の硬質のものときき合せてやることもできる

のではないかと、これは想像いたしますが、しかし大体の交渉の経過としては、先ほど西山次長からお答え申し上げましたように、もちろんパンにして給食するのでございまして、セミ・ハードのものを要求するというところにいたしております。

○高田なほ子君 さらにもやはり確定的な御答を得る段階には至っておりませんが、私は了解しております。アメリカの余剰農産物を日本に入れるやうに最大のものは、パン食には不適当な軟質の小麦が入ってくるであらうというところは、これは争えない事実だと思ひ、しかし今の文部省の答弁によれば、パン食に向く小麦にするやうに、せつなく努力しているやうに承ねておりますけれども、そういう樂觀的な見通しは必ずしも当たらないのではないかと。軟質の小麦を給食用のパンにいたしました場合に十分にくらまないと。でありますから、夏分になりますと中が発酵しまして、これは当然中毒というやうな問題を起すことは今までのいろいろな事実が証明している。やはり私は学童給食というからにはパン食に向く良質な小麦を学童の福祉のためにこれが使われるやうにならなければならぬ、こう考へているのに、反対のものが入ってきた場合に、それじやどうするかと、いふ問題について、文部省としてはやはり具体的の方策を私はもう考へてなっているのではないかと。しかもこの余剰農産物の譲渡に當つて、相当の額の施設費と申しますか、食生活の改善の費用のものも組まれているやに私は承知しているのですが、この点の消

息については私よりも文部省の方、あるいは外務省の方がよく御存じだと思ひます。

うので、この辺の疑問を解いていただくことができるやうな答弁を願ひたい。

○説明員(西山昭君) アメリカから軟質の小麦を取り入れるというお話でございまして、御承知のように、日本は約二百萬トン有る小麦を一年間に輸入するわけでございますが、そのうちのカナダからは品種から申しますとハード系、アメリカからはセミ・ハード系、ソフト系、アルゼンチンから入ります場合にはセミ・ハード、こういうやうな需要の關係によつて買付をいたしておるわけでございます。私はしるうとでございまして、聞くところによりますと、パンを作ります場合に、ハード系だけでは作りにくいので、ソフト系はセミ・ハードとハードを混合いたして作るというやうに了解いたしておりました。この辺の需給の事情から、地域別に適合する品種を買つておるわけでございます。学校給食用のものにつきましては、アメリカがソフトでなければ売らない、こういうことは何ら聞いておりません。

○高田なほ子君 文部省の方ではこれに對して何か御意見ございせんか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申し上げましたように、軟質のものだけでは、パンはこれだけでは、いいパンができません。いふことでございまして、文部省としては、外務省を通じて、アメリカの方に良質のパンになるやうな小麦粉ということで、硬質または半硬質と申しますか、セミ・ハードのものを入れてもらふやうに極力交渉していただいております。

○高田なほ子君 交渉いたしましたもので、あまり受け入れる側の日本の希望はさることながら、アメリカ側の余剰農産物の中で占められるソフトの量が絶對的にこれは多いというところは、争えない事実と思ひます。カリフォルニアあたりからは硬質のものが出るやうには何つておられますけれども、大部分のものが軟質のものが入つてきた場合に、それではパンではなくてマカロニにするとかうどんにするとか、結局そういうことにするために相当の施設や設備というもののについても考へなければならぬ、またそういうことのたに、すでに手を打たれておるやうに、私も私どもは情報を聞いておるやうに、うことについては、文部省は対策をお練りになつておらないですか。

○説明員(西山昭君) アメリカとの交渉の過程におきましては、これらの品質の点につきましては、日本側の要望に十分沿いたいということを先方は言明しておる経緯があるのでござい

○高田なほ子君 私は午前中から荒木委員がしきりと問題の点をこどもつて御主張になつておりました。私もまた荒木委員の御心情と同様な氣持を持っておりますが、重ねてアメリカから入つてくるものは児童のパン食料に向かないものが多量に入つてきた場合に、果して子供の福祉と眞に学童給食の意義を全うするに足るか足りないかといふことについては、非常なやうな疑義を持つておるわけ。さういふやうな疑問を一掃するためには、相当の腹がまえといふものをやはり文部省側としてはお持ちになつて善処していただかなければ、ただ向うから友情でこれをよこす。大へんありがたいこ

とだ。それだけでこれを受け入れるというところについては、相当のやうに研究を必要とするのではないかと、これを強く考へておりますので、文部大臣としては特に今私が若干の御質問を申し上げたわけですが、これらの点については、とくと御留意の上に対処し、交渉を進めていただくことを希望いたします。

○矢嶋三義君 速記をとめて下さい。

○委員長(笹森順造君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(笹森順造君) では、速記を始めて下さい。

日本学校給食法案の審議は本日はこの程度として、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

昭和三十年六月二十八日印刷

昭和三十年六月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局